

令和6年度神奈川県高齢者権利擁護
・身体拘束廃止推進研修

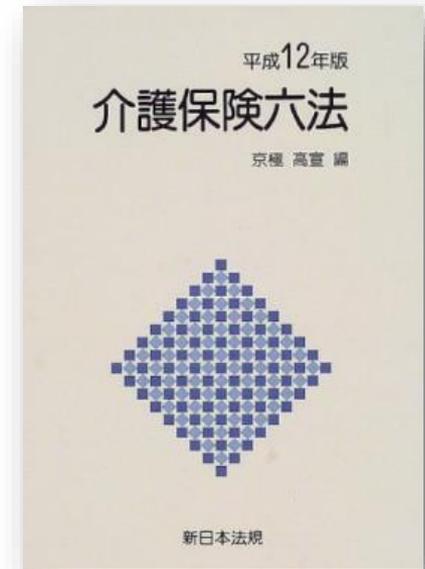
身体的拘束等の適正化の推進について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
高齢福祉課

県の身体拘束廃止推進のための研修

- 平成18年度から平成28年度まで
身体拘束廃止推進モデル施設養成研修
 - 施設長や身体拘束廃止に中心的な役割を担う職員（1施設3名）を対象に実施
 - 128施設をモデル施設として養成
- 平成29年度以降
高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修
階層別を実施
 - 基礎研修 • • • 概ね入職3年目の職員を対象
 - 専門研修 • • • 施設において指導的立場にある介護主任等を対象
 - 施設長研修 • • • 施設長・管理者を対象

平成12年、介護保険制度の導入



介護保険制度では、

次の介護保険施設等でのサービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除いて

「身体等の行動を制限する行為（身体拘束）」
が禁止されています!

該当する施設は. . .

- ① 介護老人福祉施設（特養）
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護医療院
- ④ （介護予防）短期入所生活介護事業所
- ⑤ （介護予防）短期入所療養介護事業所
- ⑥ （介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
- ⑦ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑩ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑪ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

基準省令上の身体的拘束等の原則禁止について

- **全サービス（訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援については、令和6年度介護報酬改定にて新設）**

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」

厚生労働省による「身体拘束ゼロ作戦」の開始！

⇒ 「身体拘束ゼロへの手引き」
(平成13年刊行)

厚生労働省より発行されました！

⇒ 「身体拘束のないケアの実現に向けて」
様々な取り組みが始まりました！



令和6年3月

介護施設・事業所等で働く方々へ
「身体拘束廃止・防止の手引き」

※「身体拘束ゼロへの手引き-高齢者ケアに関わる
すべての人に-」をもとに作成

身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは

- 厚生労働省は「身体拘束ゼロへの手引き」にて次の行為をその対象としてあげています。



- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や 腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

⇒ 本人の行動を抑制すること。

身体拘束に関する介護用品

ミトンの手袋



つなぎ服



身体拘束がもたらす弊害とは

●身体的弊害

○関節の拘縮や、筋力の低下等といった身体機能の低下。

○圧迫部位のじょく創の発生等。

○車椅子に拘束時の無理な立ちあがりによる転倒事故。

⇒ケアの原点の高齢者の機能回復という目標と正反対の結果をもたらします。

●精神的弊害

○本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛。

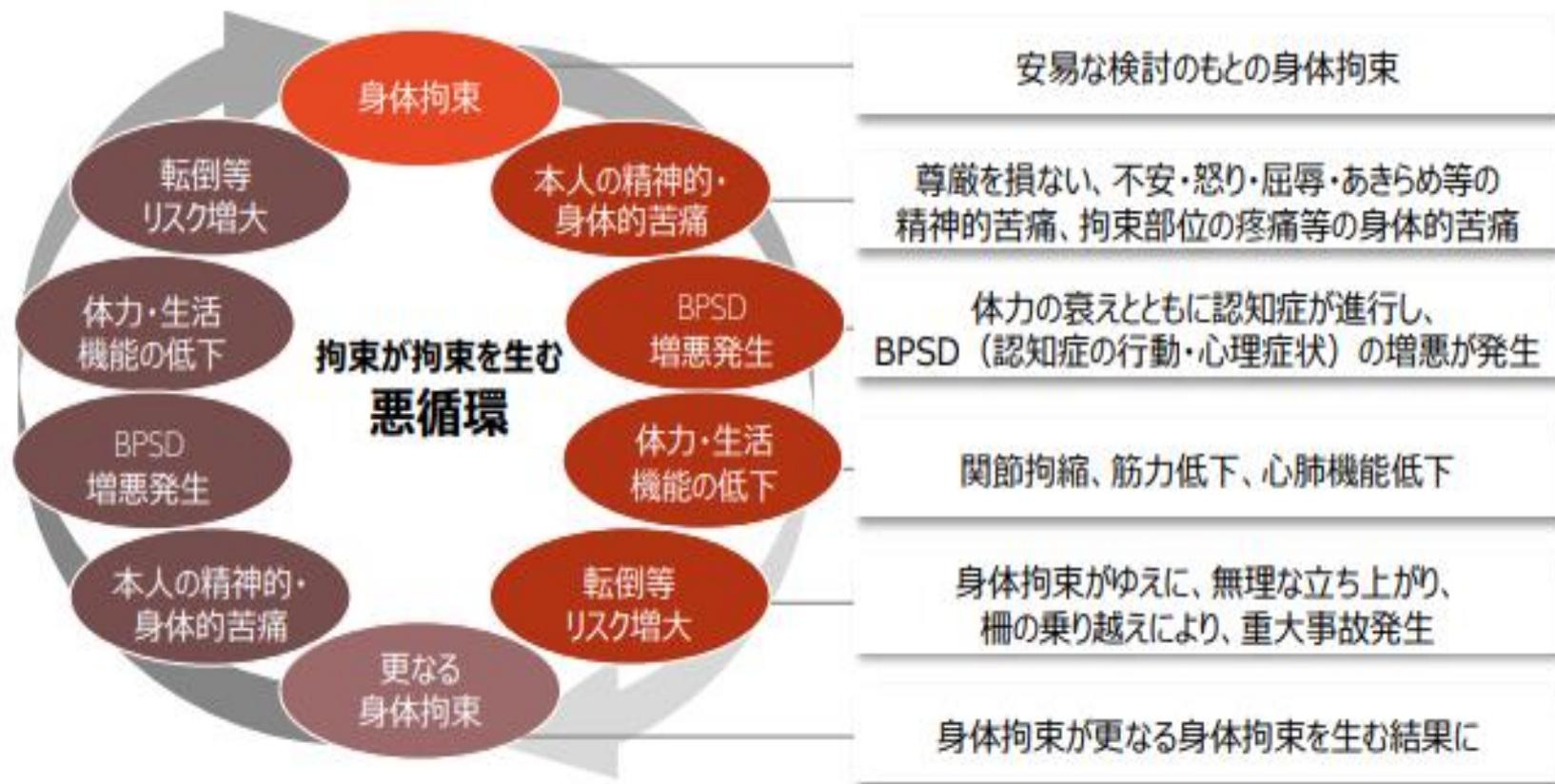
○拘束された姿を見た家族の精神的苦痛、罪悪感等。

●社会的弊害

○介護保険施設に対する社会的な不信・偏見。

○看護・介護スタッフの士気の低下。

拘束が拘束を生む 「悪循環」



「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）一部改変

「緊急やむを得ない場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められています。次の3つの要件をすべて満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

3つの要件

- 1 切迫性
- 2 非代替性
- 3 一時性

三つの要件をすべて満たすことが必要

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。



身体拘束をせずに行うケアに向けて

～身体拘束「廃止」に向けての3つの原則

1 身体拘束を必要とする要因を探り、その要因を改善する。

- 徘徊や興奮状態は周囲への迷惑だから・・・
- 不安定な歩行は転倒の恐れがあるし・・・
- 点滴抜去は危険だし・・・
- かきむしり、体をたたき続けられては・・・

○安易に『身体拘束』をしていますか？

○これらの状況について、その人なりの理由や原因があることに着目し、理由、原因を探り除去するケアを目指していますか？

身体拘束をせずに行うケアに向けて

～身体拘束「廃止」に向けての3つの原則

2 5つの基本的ケアを徹底する。

拘束実施の前に、基本的なケアを十分に行い、
生活のリズムを整えることが重要であることを
認識していますか？

・生活リズムを重視した基本的なケア

- ① 起きる
- ② 食べる
- ③ 排泄する
- ④ 清潔にする
- ⑤ 活動する（アクティビティ）

→個別のアセスメントを十分に行い、個人ごとの適切なケアを
検討、実践。

身体拘束をせずに行うケアに向けて

～身体拘束「廃止」に向けての3つの原則

3 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

- 身体拘束をしている施設にとって、
身体拘束廃止が目的化しがち・・・

身体拘束の廃止を実現していく取り組みを、ケア全体の向上や、生活環境の改善に役立っていますか？

「身体拘束廃止」は最終ゴールではない。

身体拘束を廃止していく過程で提起された課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組むことが期待されています。

身体拘束廃止未実施減算について

指定基準では、身体的拘束等の適正化を図るため、次の1～4の措置を講じなければならないとされています。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

→これらの措置を講じていない場合、入所者全員について所定単位数から減算することとなります。

具体的には・・・

- 記録を行っていない
- 委員会を3月に1回以上開催していない
- 指針を整備していない
- 定期的な研修を実施していない

といった事実が生じた場合



速やかに改善計画を指定権者に提出



事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告することとし、

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算（10%/日）する。

〈不適切事例〉

- 身体的拘束を実施しているにも関わらず記録がない。
- 緊急やむを得ない理由についての日々の記録がない。
- 委員会が3月に1回以上開催されていない。
- 委員会の議事録が整備されていない。
- 委員会の検討結果が職員に周知されていない。
- 指針が整備されていない。
- 研修が年2回以上の頻度で実施されていない。
- 新規採用時の研修に身体拘束等の適正化の内容がない。
- 研修を実施した記録がない。

留意事項

- 身体拘束廃止未実施減算は
- 身体的拘束が行われていた場合ではなく、
- 基準で定められた措置を講じていない場合に、
- 入所者全員について
- 最短でも3カ月間
- 所定単位数から10%減算するものです。

(減算額の例)

ユニット型介護老人福祉施設・平均要介護度4・定員100名の施設で3カ月間減算された場合

▲86単位×100名×90日×10円＝▲774万円

令和6年度介護報酬改定にて新設

基準省令上の身体的拘束等の原則禁止について

- 全サービス（訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援については、令和6年度介護報酬改定にて新設）

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」

身体拘束廃止未実施減算について

- 施設系サービス、居住系サービス（平成30年度介護報酬改定にて減算率の見直し）
別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 短期入所系サービス、多機能系サービス（令和6年度介護報酬改定にて新設）
別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ご清聴ありがとうございました